

定 款

(商 号) True Japan Tour 株式会社

平成25年 3月 1日 作成

平成25年 3月 日 認証

平成25年 4月 1日 登記

平成26年 1月 1日 変更

定 款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、True Japan Tour 株式会社と称し、英文では True Japan Tour Co.,Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 外国人の日本文化体験・交流事業
2. 日本文化の研修
3. 外国語の翻訳・通訳業務
4. 各種催事の企画・開催・会場設営及び運営
5. 広告物・印刷物の企画、デザイン及び制作
6. 講演会・研修会・セミナーの開催等の教育・研修事業
7. 外国語教室、パソコン教室及びカルチャー教室の企画・運営・管理
8. 外国語教師の教育、派遣
9. 観光に関する調査・研究
10. 旅行業法に基づく旅行業
11. 職業安定法に基づく有料職業紹介事業
12. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業
13. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店)

第 3 条 当会社は、本店を東京都文京区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、2000株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(株券の不発行)

第 7 条 当会社の株式については、株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 8 条 当会社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 10 条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定期株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定期株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。

3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当会社の株主、~~登録株式質権者~~又は法定代理人若しくはその代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならぬ。届出事項に変更が生じたときも、同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から 3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 株主総会を招集するには、会日より 1週間前までに株主に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第 14 条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故があるときは、取締役会の決議により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役全員に事故があるときは、出席株主のうちから選任された者がこれに代わる。

(決議)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合の他、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を 2 人以上の者に代理させてはならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印して 10 年間本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当会社は、取締役会を置く。

(監査役の設置)

第 19 条 当会社に監査役を置く。

2 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(取締役及び監査役の員数)

第 20 条 当会社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とする。

(取締役及び監査役の選任)

第 21 条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。
3 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

第 23 条 取締役会は、社長がこれを招集するものとし、その通知は、各取締役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することが、又は全員の同意があるときは招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。

(取締役会議事録)

第 25 条 取締役会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要

領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印して10年間本店に備え置くものとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 26 条 当会社は、社長1名を、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。

2 社長は、当会社を代表する。

3 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第 27 条 社長は、当会社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬)

第 28 条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第 29 条 当会社の事業年度は、年1期とし、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第 30 条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 31 条 剰余金の配当が、その支払いの提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式等)

第 32 条 当会社の設立に際して発行する株式（以下「設立時発行株式」という。）の

総数は100株とし、発起人がその全部を引き受ける。

2 発起人が前項の設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第33条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金500万円とする。

(資本金の額)

第34条 当会社の成立時の資本金の額は、金500万円とする。

(最初の事業年度)

第35条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成25年12月31日までとする。

(発起人)

第36条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のとおりである。

東京都北区滝野川二丁目10番10号	
特定非営利活動法人日本文化体験交流塾	株式52株
東京都北区滝野川二丁目10番10号	
米 原 亮 三	株式30株
東京都北区赤羽二丁目29番9号	
菊 地 くに子	株式18株

(定款に定めのない事項)

第37条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社小石川交流塾設立に際し、発起人特定非営利活動法人日本文化体験交流塾、米原亮三、菊地くに子の定款作成代理人である司法書士江口美枝は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成25年3月1日

発起人 東京都北区滝野川二丁目10番10号
特定非営利活動法人日本文化体験交流塾
理事 米 原 亮 三

発起人 東京都北区滝野川二丁目10番10号
米 原 亮 三

発起人 東京都北区赤羽二丁目29番9号
菊地 くに子

上記発起人の定款作成代理人
東京都杉並区阿佐谷北三丁目29番24号
司法書士 江口美枝